

必ずお読みください

新入生・新入生保護者のみなさまへ

高等学校等就学支援金 申請書の提出について

申請書を期限内に提出されなかった場合は、授業料を負担していただくことになります。

就学支援金とは、次の要件のすべてに該当する生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担するものです。（新入生は、4月と7月の2回、手続きが必要です。）生活保護世帯やひとり親家庭以外の方も対象となります。**貸与型の奨学金とは違い、返済の必要がありません。**

支給対象となる方の要件

- 保護者等（親権者）の平成27年度分の「市町村民税所得割額」が304,200円未満の府都道府県民税は含みません。父母ともに所得を得ている場合は合計の額になります。
- 高等学校等に在学した期間が通算で36月を超えていない
定時制・通信制課程の場合は48月になります。国立・公立・私立を問いません。
- 申請書と課税証明書等を期限内に学校に提出した方
課税証明書等については、4ページをご覧ください。

就学支援金の受給には審査があります。
審査結果は、7月上旬（予定）に学校を通じてお知らせします。

※ 申請にあたっては、申請書（別紙）の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また、偽りその他の不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

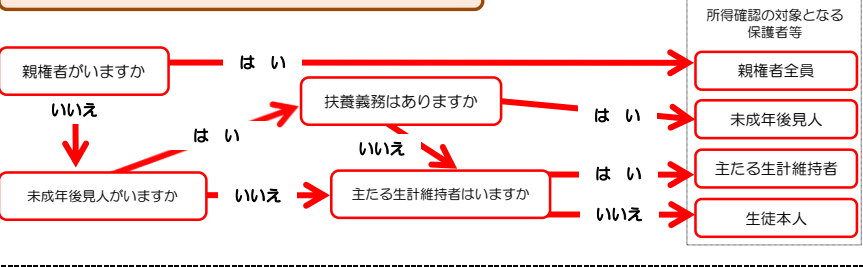
大阪府立●●高等学校

提出期限 平成28年4月 日（ ）

(●●●) - ●●● - ●●●●

今回の申請では、4月1日時点における状況を記入してください。認定された場合の支援金の支給期間は、4月から6月1日になります。7月以降は改めて届出が必要になります。

課税証明書等を添付いただく方



課税証明書等とは

今回の申請では、平成27年度の「市町村民税所得割額」（平成26年の収入に基づく額）を証明する下記の書類、いずれか1点の添付が必要です。また、保護者等（親権者）全員の分の提出が必要です。

- ①【生活保護世帯の方】生活保護受給証明書の**原本**（コピーは不可です。）
市町村の生活保護担当窓口で申請日前3か月以内に発行されたものが必要です。
今回の申請は、平成27年1月1日現在で生活保護を受給していることが必要です。
- ②【サラリーマン世帯の方】市町村民税等特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の**写し**
サラリーマンの方などに昨年5～6月頃、勤務先から配付されたものです。
勤務先以外からの収入があり、税額が変更になっている方や紛失された場合は④が必要です。
A3用紙などで、全体が1枚の用紙に入るようにコピーしてください。
- ③【自営業世帯の方】市町村民税・都道府県民税納税通知書の**写し**
自営業の方などに市町村から送付されます。紛失された場合は④が必要です。
複数ページにわたる通知書は、全部のページを原寸大でコピーしてください。
- ④【①～③の無い方】市町村民税課税（非課税）証明書の**原本**（全部の事項が記載されたもの）
申請日前3か月以内に発行されたもので、コピーは不可です。
市町村の税証明書窓口で発行されます。発行は有料です。

注意事項

- 1 源泉徴収票や確定申告書の控えは、「課税証明書等」になりません。
- 2 保護者の一方(A)が、他方の保護者(B)の配偶者控除の対象者で、Bの市町村民税所得割額が30万円以下の場合には、Aの課税証明書等の添付を省略できます。
ただし、配偶者特別控除の対象である場合には省略できません。

黒または青のボールペンで記入してください。間違えた場合は、二本線で訂正してください。

今回の申請は、4月中の日付としてください。

就学支援金を申請する人は、「受給資格認定申請書」にチェックしてください。また、4ページにしたがって課税証明書等を添付してください。
就学支援金を申請しない人は、「申請（又は届出）しない」にチェックしてください。添付書類は不要ですが、授業料の納付が必要になります。

学年・クラス・出席番号を記入してください。
生徒の氏名と読み方（ひらがな）を記入してください。

生徒の生年月日、住所を記入してください。
保護者の昼間の連絡先電話番号を記入してください。

就学支援金を申請しない人は、以降の記載は不要です。
申請する人は、下の(A)を読んで確認の上、2か所のチェックボックスにチェックを入れてください。

在学期間を記入してください。新入生の在学期間は、28年4月1日～になります。（入学の日からではありません。）

今回が日本国内で初めて高校に入学する場合は、チェックしてください。

過去に日本国内の他の高校に在学したことがある場合は、国立・公立・私立に関わらず全ての学校について記入してください。

(A)
就学支援金申請にあたっては、次の事項を確認してください。
この書類の記載内容が事実と相違ないこと
虚偽の記載をしてこの書類を提出し、就学支援金の支給を受けた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあること

【オモテ面】

大阪府教育委員会様

高等学校等就学支援金
 受給資格認定申請書（初回時）
 申請（又は届出）しない
 申請（又は届出）する

生学年 28年 4月 日

学校の名称 ○○○△△△ 高等学校 1年 2組 3番

学年 28年 4月 日

出席番号 12 組 12 月 12 日

生徒の氏名 姓 もんか 名 たろう

住所 〒540-8571 大阪府大阪市中央区水手前3丁目2-12

保護者の昼間の連絡先電話番号 (090) 1234-5678

申請（又は届出）しない場合は、以下及び裏面の記入は不要です。申請（又は届出）する場合は、次の事項を必ず確認の上、記入してください。また、裏面に記入してください。

1. 高等学校等の在学期間について（新入生以外の方は必ず記入して下さい。）

学校名	在学期間	制
○○○△△△高等学校	28年4月1日～	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制
△△△△△高等学校	28年4月1日～	<input type="checkbox"/> 定時制
△△△△△高等学校	28年4月1日～	<input type="checkbox"/> 通信制

2. 過去に日本国内の他の高校に在学したことがある場合は、国立・公立・私立に関わらず全ての学校について記入してください。

学校名	在学期間	制
△△△△△高等学校	28年4月1日～	<input type="checkbox"/> 全日制
△△△△△高等学校	28年4月1日～	<input type="checkbox"/> 定時制
△△△△△高等学校	28年4月1日～	<input type="checkbox"/> 通信制

休学等で支援金を受給していない期間がある場合は、その期間を記入してください。

【ウラ面】

保護者の収入の状況について

1. 保護者の収入の状況について

2. 保護者の収入の状況について

3. 保護者の収入の状況について

4. 保護者の収入の状況について

5. 保護者の収入の状況について

6. 保護者の収入の状況について

7. 保護者の収入の状況について

8. 保護者の収入の状況について

9. 保護者の収入の状況について

10. 保護者の収入の状況について

11. 保護者の収入の状況について

12. 保護者の収入の状況について

13. 保護者の収入の状況について

14. 保護者の収入の状況について

15. 保護者の収入の状況について

16. 保護者の収入の状況について

17. 保護者の収入の状況について

18. 保護者の収入の状況について

19. 保護者の収入の状況について

20. 保護者の収入の状況について

21. 保護者の収入の状況について

22. 保護者の収入の状況について

23. 保護者の収入の状況について

24. 保護者の収入の状況について

25. 保護者の収入の状況について

26. 保護者の収入の状況について

27. 保護者の収入の状況について

28. 保護者の収入の状況について

29. 保護者の収入の状況について

30. 保護者の収入の状況について

31. 保護者の収入の状況について

32. 保護者の収入の状況について

33. 保護者の収入の状況について

34. 保護者の収入の状況について

35. 保護者の収入の状況について

36. 保護者の収入の状況について

37. 保護者の収入の状況について

38. 保護者の収入の状況について

39. 保護者の収入の状況について

40. 保護者の収入の状況について

41. 保護者の収入の状況について

42. 保護者の収入の状況について

43. 保護者の収入の状況について

44. 保護者の収入の状況について

45. 保護者の収入の状況について

46. 保護者の収入の状況について

47. 保護者の収入の状況について

48. 保護者の収入の状況について

49. 保護者の収入の状況について

50. 保護者の収入の状況について

51. 保護者の収入の状況について

52. 保護者の収入の状況について

53. 保護者の収入の状況について

54. 保護者の収入の状況について

55. 保護者の収入の状況について

56. 保護者の収入の状況について

57. 保護者の収入の状況について

58. 保護者の収入の状況について

59. 保護者の収入の状況について

60. 保護者の収入の状況について

61. 保護者の収入の状況について

62. 保護者の収入の状況について

63. 保護者の収入の状況について

64. 保護者の収入の状況について

65. 保護者の収入の状況について

66. 保護者の収入の状況について

67. 保護者の収入の状況について

68. 保護者の収入の状況について

69. 保護者の収入の状況について

70. 保護者の収入の状況について

71. 保護者の収入の状況について

72. 保護者の収入の状況について

73. 保護者の収入の状況について

74. 保護者の収入の状況について

75. 保護者の収入の状況について

76. 保護者の収入の状況について

77. 保護者の収入の状況について

78. 保護者の収入の状況について

79. 保護者の収入の状況について

80. 保護者の収入の状況について

81. 保護者の収入の状況について

82. 保護者の収入の状況について

83. 保護者の収入の状況について

84. 保護者の収入の状況について

85. 保護者の収入の状況について

86. 保護者の収入の状況について

87. 保護者の収入の状況について

88. 保護者の収入の状況について

89. 保護者の収入の状況について

90. 保護者の収入の状況について

91. 保護者の収入の状況について

92. 保護者の収入の状況について

93. 保護者の収入の状況について

94. 保護者の収入の状況について

95. 保護者の収入の状況について

96. 保護者の収入の状況について

97. 保護者の収入の状況について

98. 保護者の収入の状況について

99. 保護者の収入の状況について

100. 保護者の収入の状況について

申請が認められた場合の就学支援金の取扱いについて、下の(B)を読んで確認の上、チェックボックスにチェックを入れてください。

(B)
就学支援金の取扱いについて、次の事項を確認してください。
国から支給される就学支援金を生徒の授業料に充当すること、また、支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任すること

保護者等の状況を下記から選んで、該当するチェックボックスにチェックを入れてください。また、必要な書類を添付してください。

【①】保護者が2人いて、2人分の課税証明書等を添付する場合

【②ア】2人の保護者の一方(a)が、他方の保護者(b)の配偶者控除の対象者で、bの市町村民税所得割額が30万円以下の場合⇒aの課税証明書等を省略して、bのみを添付

【②イ】2人の保護者の一方が、海外赴任等により2015年1月1日現在、海外に在住していて、市町村民税が課税されていない場合⇒国内にいる保護者の課税証明書等を添付

【②ウ】離婚や死別等により保護者が1人の場合や、やむを得ない理由により別の保護者の課税証明書等が添付できない場合⇒保護者1人の課税証明書等を添付。なお、「やむを得ない理由」とは、行方不明、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情をいいます。

【③】保護者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合⇒法人である未成年後見人等を除く未成年後見人全員の課税証明書等を添付

【④】保護者や未成年後見人が存在せず、主たる生計維持者がいる場合⇒主たる生計維持者の課税証明書等と、生徒の健康保険証の写しなどの扶養関係を証明する書類を添付

【⑤】保護者や未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒が成人している場合又は未成年だが生徒自らに収入がある場合⇒生徒本人の課税証明書等を添付

【⑥】生徒が施設入所者で、保護者等の「収入に関する証明書」を提出できず、生徒自らに収入が無い場合⇒添付書類は不要

【⑦】保護者等の全員が2015年1月1日現在、海外に居住していて市町村民税が課税されていない場合⇒添付書類は不要

課税証明書等を添付する人の氏名、生徒との続柄を記入してください。